

特約条項

第1 約款第38条第1項ただし書きの表中請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前払をする場合は2回）とする。ただし、第1項の部分払を請求する場合にあつては4回とする。

第2 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、発注者、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において、約款第10条中第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第3 約款第37条に次のただし書きを加える。

2016年4月1日から2022年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、2022年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。